みんなで守ろう!

京部漁馬利用協定

主な内容

遊漁を楽しむ 皆さんへ



- 漁業と遊漁船業とプレジャーボート遊漁の間では、お互い漁業操業上の 慣習や健全な遊漁行為を認め合い、尊重し、共存していくことにしています。
- 府沿岸の8漁場では、禁止期間や禁止区域等を定め、遊漁行為を制限しています。 また、一部の海域では漁業行為も禁止しています。(裏面参照)
- 火光を利用して行う夜釣りやイカ釣りは灯火の数や電力等の制限があります。 火光を利用する場合は、京都海区漁業調整委員会指示に従ってください。 なお、大グリでは「光力は3kW以内2個まで」「メタルハライド灯の使用は禁止」と、 委員会指示より厳しくなっていますので、注意してください。(裏面参照)

遊漁のマナー

はえなわ等の漁具は漁業者の財産です。勝手に切断しないようお願いします!

錨等と漁具が絡まった場合は、ほどいて海に戻してください。



定置網等の漁業施設付近での釣りは止めてください。



操業・釣獲中の人の付近を航行 する時は「引き波」を引き起こ さないよう気をつけてください。



漁具等を破損させるよう な行為は止めてください。



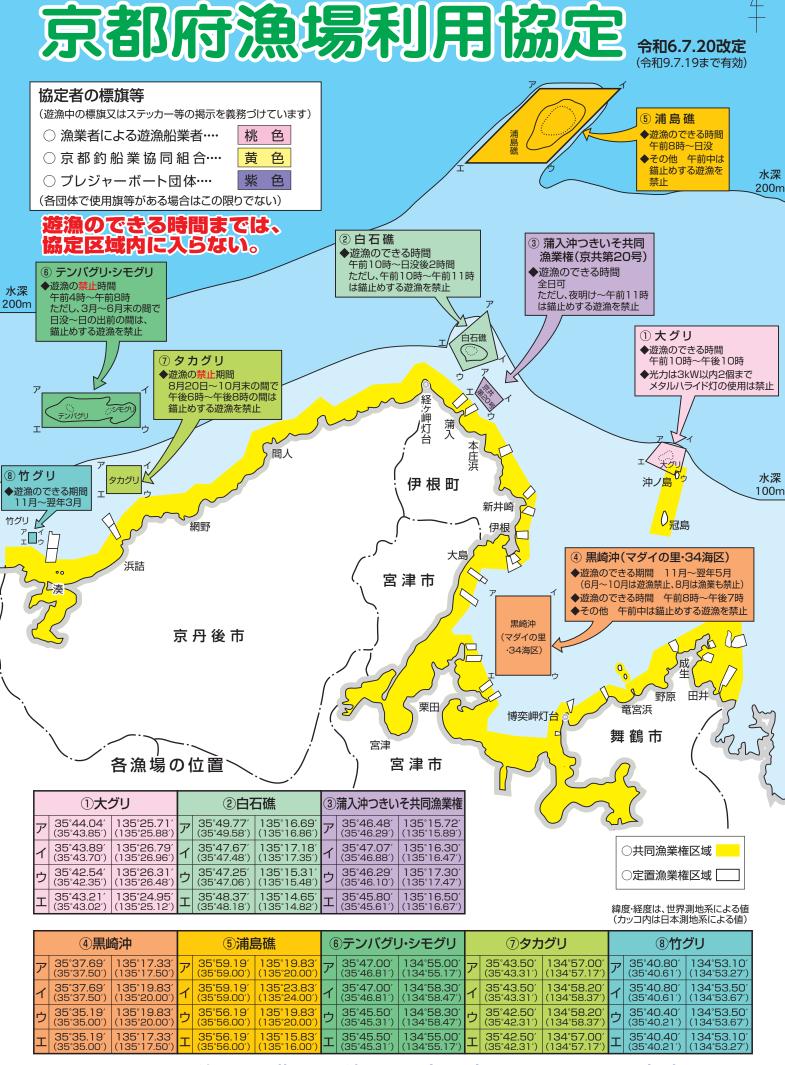
小さい魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。

尾叉長13cm	

尾叉長<mark>13cm以下</mark>のマダイは持ち帰らず、海に戻して下さい。

京都府漁場利用協定締結団体	
漁業団体	京都府漁業協同組合 TEL 0773-77-2202 (組織部指導課)
遊漁船業者	京都釣船業協同組合 TEL 090-4561-4408
プレジャー ボート団体	京 都 府 小 型 船 安 全 協 会 マ リ ン レ ス キ ュ ー 網 野

立 会 人 京都海区漁業調整委員会 TEL 0772-22-4438 (京都府水産事務所內)



きれいな海に 豊かな資源 守り育てて 明るい未来